

新旧対照表（令和4年9月1日改正）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>福岡県建設業法に基づく監督処分基準</u></p> <p>一・二（略） 三 建設業者に対する監督処分の基準 1（略） 2 具体的基準 (1)～(3)（略） (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ①（略） ② 建設工事の施工等に関する法令違反 i（略） ii <u>労働基準法違反等</u> 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、 それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分 を行うこととする。 iii <u>廃棄物処理法違反</u> 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以 上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止 処分を行うこととする。 iv・v（略） ③・④（略） (5)～(8)（略） 四・五（略） 附 則 1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。 2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に 行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>不正行為等に対する監督処分の基準</u></p> <p>一・二（略） 三 建設業者に対する監督処分の基準 1（略） 2 具体的基準 (1)～(3)（略） (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ①（略） ② 建設工事の施工等に関する法令違反 i（略） ii <u>廃棄物処理法違反、労働基準法違反等</u> 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、 それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分 を行うこととする。 （新設） iii・iv（略） ③・④（略） (5)～(8)（略） 四・五（略）</p>